



新型コロナウイルス感染症予防接種 助成期間を3月31日まで延長します

希望者への接種機会を確保するため、現在実施している新型コロナワクチン感染症定期接種の助成期間を、3月31日(月)まで延長します。

対

1. 接種日時時点で65歳以上の人
2. 接種日時時点で60～64歳で、心臓、腎臓または呼吸器の機能に障

害があり、身の回りの生活が極度に制限される人、ヒト免疫不全ウイルス(HIV)による免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な人

接種回数 3月31日までに1人1回

※既に定期接種を受けた人は対象外
自己負担額

新型コロナウイルス感染症 3,000円

他 高齢者インフルエンザの実施期間は1月31日(金)までです。接種を希望する人は早めに医療機関に相談し、期日までに接種を受けてください。

問 困健康づくり課予防係
(☎内線1172)



風しんの抗体検査・予防接種 無料クーポン券の期限は2月28日まで

風しん追加的対策(抗体検査・第5期予防接種)では、無料で風しんの抗体検査と定期予防接種を実施しています。

まだクーポン券を利用しておらず、検査などを希望する人は、2月28日(金)までに受診してください。

対 昭和37年4月2日～昭和54年4

月1日生まれ男性

検査の結果、十分な抗体がなかった人は麻しん風しん混合ワクチンの予防接種を受けられます。また、事業所健診にクーポン券を持参すると、同時に抗体検査もできます。職場によって対応が異なるので、ご確認ください。

対象者にはクーポン券を送付済

です。手元にない人は、困健康づくり課か圏住民福祉課にお問合せください。

問 困健康づくり課予防係
(☎内線1172)



詳しくはこちら



国民年金からのお知らせ 「公的年金等の源泉徴収票」が届きます

老齢を支給事由とする年金(老齢年金)を受けている人に、1月中旬～下旬に日本年金機構から「公的年金等の源泉徴収票」が届きます。源泉徴収票には、昨年1月～12月までの1年間の総支給年金額、源泉徴収された税額、控除の内容が記載されています(介護

保険料などが年金から特別徴収されている場合の源泉徴収税額は、支払われた年金額から介護保険料額などを控除した後の金額で計算されています)。

扶養などの控除内容に訂正がある、また年金のほかに収入があるなどの理由で確定申告をする人

日本年金機構HP
年金Q&A



は、申告の際にこの源泉徴収票が必要です。

1月末日までに源泉徴収票が届かない、または紛失した場合は、下記の方法で再発行できます。
※市役所では手続きできません

申請窓口または方法	再交付の形式	手続き方法・注意点	再発行までの目安
オンライン	電子データ 書面	日本年金機構HPをご覧ください	電子送付まで3～5営業日程度 発送まで1週間程度
電話 (ねんきんダイヤル)	書面	年金証書など (基礎年金番号が確認できるもの)	発送まで2週間程度
年金事務所	書面	年金証書と本人確認ができる書類 (運転免許証など)を持参	本人の場合、原則即日

※遺族年金、障害年金に税金はかからないので、これらのみを受給している人には源泉徴収票は届きません

問 ねんきんダイヤル(☎0570-05-1165)、高崎年金事務所(☎027-322-4299)